

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 概 要

2024年6月



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

■ 目 的 住宅リフォーム市場の環境整備と需要喚起

「住宅リフォームは内容が様々なうえにその範囲も広く、消費者がリフォームを理解し適切な情報活用に至るまでには大変な労力を必要とします。またリフォーム事業者にとっても、新たな技術やユーザーニーズに応えるために、日々技術やサービスの研鑽が欠かせません。

（一社）住宅リフォーム推進協議会では、住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成に努めてまいります。」

（協議会リーフレットより）

- ## ■ 沿 革
- 2000年 任意団体として設立
（（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター内に事務局）
 - 2001年 「住宅リフォーム事業者倫理憲章」※を制定、
「住宅リフォーム工事標準契約書式」を作成
 - 2005年 「安心リフォーム推進宣言」の発表
 - 2008年 一般社団法人に移行
 - 2010年 「長寿命化リフォーム」を提唱

※「住宅リフォーム事業者倫理憲章」

住宅リフォームに関連する事業者が、その社会的使命に応え、それぞれの業態に応じて事業を適切に行う際の共通の行動規範として、次の7項目を2001年6月の総会で制定。

2005年に「安心リフォーム推進宣言」により再確認。

1. 依頼主の期待に応え、住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
2. 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
3. 見積りや契約等について誤解を生じないように正確で分かりやすい書面により適正な業務遂行に努める。
4. 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
5. 関係法令を遵守し、さらに高い品性とモラルの保持に努める。
6. 住まいの質の向上を目指し、専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
7. 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

住宅リフォーム事業者 倫理憲章

良質な住宅ストック形成と美しい街並みの整備を通して、21世紀の豊かな文化の創造と社会の持続的発展の実現のため、住宅リフォーム産業に期待される社会的使命は大きい。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会は、以下の「住宅リフォーム事業者倫理憲章」を定め、事業者への定着と事業環境の整備を推進する。この憲章は、住宅リフォームに関連する事業者が、その社会的使命に応え、それぞれの業態に応じて事業を適切に行う際の共通の行動規範となるものである。

- 1 依頼主の期待に応え、
住み心地や資産価値が最大となるよう努める。
- 2 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、
常に正確な情報の提供に努める。
- 3 見積りや契約等について誤解を生じないように
正確で分かりやすい書面により適正な業務遂行に努める。
- 4 依頼主にとってよき相談者となり、
クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- 5 関係法令を遵守し、
さらに高い品性とモラルの保持に努める。
- 6 住まいの質の向上を目指し、
専門知識の習得と技術・技能の研鑽に努める。
- 7 依頼主の理解と協力を得て、健康で安全な生活環境の実現と
資源の有効利用等による地球環境保全への寄与に努める。

住宅リフォーム事業者倫理憲章とは、消費者が安心してリフォームできるように、事業者が守るべき規範を定めたものです(2001年制定)

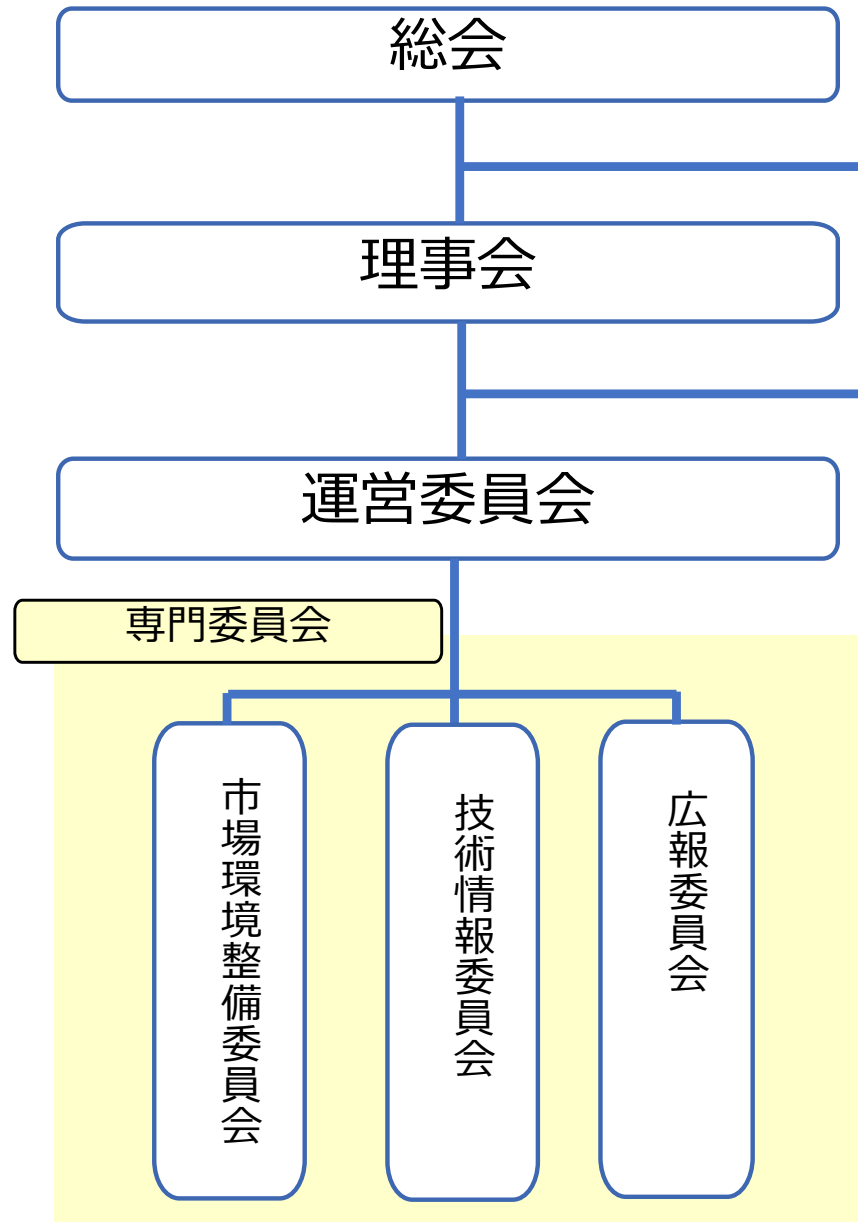
■ 会 員 正 会 員：66団体（住宅・住宅リフォーム関連団体及びガス事業者） 特別会員：102団体（都道府県、政令市、地方公社、UR、JHF、消費者団体）

※正会員

- | | |
|------------------------|---------------------|
| （公社）インテリア産業協会 | （一社）日本インテリアプランナー協会 |
| 大阪ガス（株） | （一財）日本ガス機器検査協会 |
| 押出発泡ポリスチレン工業会 | （一社）日本空調衛生工事業協会 |
| （公財）鹿児島県住宅・建築総合センター | （一社）日本建材・住宅設備産業協会 |
| （公社）かながわ住まいまちづくり協会 | （一社）日本建設業連合会 |
| キッチン・バス工業会 | （公社）日本建築士会連合会 |
| （一財）熊本県建築住宅センター | （一社）日本建築士事務所協会連合会 |
| （一財）経済調査会 | （一財）日本建築センター |
| （一財）建材試験センター | （一財）日本建築総合試験所 |
| （一財）高齢者住宅財団 | （一財）日本建築防災協会 |
| （一社）JBN・全国工務店協会 | （一社）日本サッシ協会 |
| （一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター | 日本室内装飾事業協同組合連合会 |
| （一社）住活協リフォーム | （一社）日本住宅協会 |
| （一社）住生活リフォーム推進協会 | （公財）日本住宅・木材技術センター |
| （一社）住宅管理・ストック推進協会 | （公社）日本しろあり対策協会 |
| （一財）住宅生産振興財団 | （一社）日本住宅リフォーム産業協会 |
| （一社）住宅生産団体連合会 | （一社）日本ツーバイフォー建築協会 |
| （一社）住宅リフォーム推進サポート協議会 | （一社）日本塗装工業会 |
| （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター | （一社）日本木造住宅産業協会 |
| （一社）ステキ信頼リフォーム推進協会 | 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 |
| （一財）住まいづくりナビセンター | （一社）不動産協会 |
| （一社）石膏ボード工業会 | （一社）プレハブ建築協会 |
| （一社）全建総連リフォーム協会 | （一社）ベターライフリフォーム協会 |
| 全国管工事業協同組合連合会 | （一財）ベターリビング |
| （一社）全国建設室内工事業協会 | （一社）マンション管理業協会 |
| 全国建設労働組合総連合 | （公財）マンション管理センター |
| （一社）全国古民家再生協会 | （一社）マンション計画修繕施工協会 |
| （公社）全国宅地建物取引業協会連合会 | （一社）マンションリフォーム推進協議会 |
| （一社）全国木材組合連合会 | （一社）リノベーション協議会 |
| （公社）全日本不動産協会 | （一社）リビングアメニティ協会 |
| 東京ガス（株） | （一社）リフォームパートナー協議会 |
| （公財）東京都防災・建築まちづくりセンター | （公社）ロングライフビル推進協会 |
| （一財）長崎県住宅・建築総合センター | |
| （一社）日装連リフォーム推進協議会 | |

67団体（2024年5月現在）

■ 組 織



事務局

事務局長 (積水ハウス)
総務部長 (ベターリビング)
企画部長 (住宅リフォーム・紛争
処理支援センター)
業務部長 (TOTO)
広報部長 (大阪ガス※)

他 契約社員 3名

※東京ガスと3年交替

■ 事業概要

1. 諸制度の改善要望

- ・ 会員団体の要望を集約し国土交通省に税制・予算 要望書を提出。
- ・ 会員団体の要望を集約し住宅金融支援機構に制度 要望書を提出。

2. 調査研究活動

- ・ 長寿命化リフォーム等、事例収集と成功スキーム調査、テキスト作成
- ・ 住宅リフォーム事業者・消費者実態調査、リフォーム工事単価調査
- ・ 分譲・賃貸マンションリフォーム市場動向調査

3. 情報提供・周知・啓発活動（令和5年度実績）

①事業者向け

- ・ 事業者向けセミナーを**27**か所、シンポジウムを1回（オンライン併用）開催
- ・ 事業者からのリフォームの減税制度等電話相談業務
- ・ 国土交通省、経済産業省後援の「リフォームで生活向上プロジェクト」登録イベントによって、全国の事業者のイベントを支援（**222**イベント）
- ・ 「減税制度の手引き」、「関係法令の手引き」他、事業者向け冊子発行※

②消費者向け

- ・ 消費者向けセミナーを**11**か所で開催
- ・ 消費者からのリフォーム減税制度等電話相談業務
- ・ 地方公共団体の住宅リフォーム相談窓口担当者講習会を**22**か所で開催
- ・ 地方公共団体の消費者支援制度（補助・融資など）のWEBでの周知と情報提供
- ・ 住宅リフォーム事業社団体登録制度や安心R住宅制度のパンフ作成、動画制作等の周知活動※
- ・ 住宅リフォームガイドブック他、消費者向け冊子発行※



シンポジウム



ロゴマーク



消費者向けセミナー

※刊行物の例

■住宅リフォームガイドブック



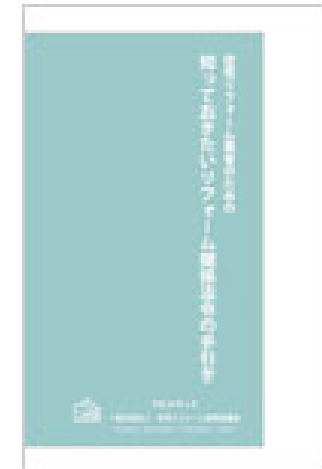
■住宅リフォーム 減税制度の手引き



■安心・快適 住宅リフォームハンドブック



■リフォーム関係法令集



■住宅リフォーム事業者 団体登録制度



■安心R住宅



■工事標準契約書式(有料)



■工事注文書・請書(有料)



③ホームページ

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

当協議会は、リフォームに関連する社団法人、財団法人、公共団体等を会員とし、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

[トップページ](#)
[当協議会について](#)
[刊行物案内](#)
[リフォームの減税制度](#)
[セミナー・イベント情報](#)
[リフォーム関連リンク集](#)
[Q & A](#)

地方公共団体における
**住宅リフォーム支援制度
検索サイト**

▼リフォームに関する情報掲載

リフォーム事業者の方はこちら
住宅リフォームに関連する事業者様向けに、各種セミナーやリフォーム契約に関する情報などを提供しています。

リフォームをお考えの方はこちら
ご自宅などのリフォームをご計画の消費者のみならず、リフォームに関する減税制度や、リフォームポイント、各種イベントなどをご案内します。

※「増改築等工事証明書」の詳細をお知りになりたい方はここをクリックしてください。

▼人気のお役立ちコンテンツ

セミナー・イベント
情報

リフォームの
減税制度

刊行物案内

地方公共団体における
住宅リフォーム
支援制度検索サイト

安心リフォームの証。
このマークがある事業者を選んでください。

住まい選びの新基準。
安心R住宅

Pick Up! 情報

令和元年度『住宅の長寿命化リフォームシンポジウム』を開催致します。
【東京会場】10/2（水）【大阪会場】10/18（金）【開会】13：15【閉会】16：30
ご参加ご希望の方は、当HPよりお申込み下さい。

「刊行物発送の休止について」
下記の日程で、刊行物の発送をお休みさせていただきます。
8月10日（土）～15日（木）

- 1 リフォームの減税制度
- 2 地方公共団体における住宅リフォーム支援検索サイト
- 3 地域住宅リフォーム推進協議会 地方公共団体（各団体への支援）
- 4 住宅リフォーム事業者団体登録制度について
- 5 「安心R住宅」制度について

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

電話

03-3556-5430

ホームページ

<http://www.j-reform.com>



リフォーム工事契約の自己都合によるキャンセルについて

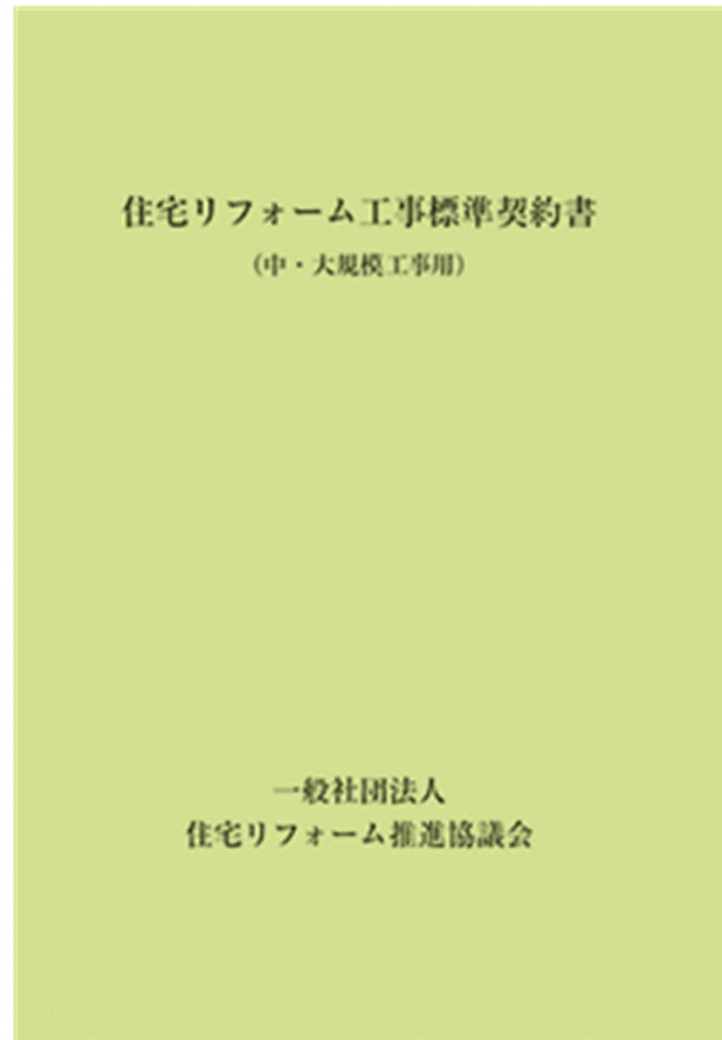
2024年6月



一般社団法人

住宅リフォーム推進協議会

■ 工事標準契約書式(有料)



■ 工事注文書・請書(有料)



住宅リフォーム工事請負契約約款

(総則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第2条 あらかじめ注文者の書面（電子メール等含む）による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第3条 注文者及び請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

2 注文者および請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）、建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

第4条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記の期日までに請負代金の支払いを完了する。

(支給材料・貸与品)

第5条 注文者からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議に決める。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を要求することができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第6条 施工により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

(不可抗力による損害)

第7条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なもので、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

(契約に適合しない場合の担保責任)

第8条 引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、請負者は引渡しから2年間民法の定める責任を負う。ただし、建築設備の機器本体、室内仕上り・装飾、家具、植栽等において契約の内容に適合しない場合は、引渡しから1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、請負者が別段の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第5条に基づく注文者からの支給材料または貸与品ならびに注文者の指図が原因で目的物の不適合が発生した場合には請負者は責任を負わないものとする。

(打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合)

第9条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負者が第10条に基づいて協議してこれを決める。

(工事および工期の変更)

第10条 注文者は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れることができる。

2 前項の追加・変更工事の内容は、注文者と請負者の合意により決める。

3 前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いまたは賠償を求めることができる。

4 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

(注文者の中止権・解除権)

第11条 注文者は、必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止またはこの

の契約を解除することができる。これにより請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。

2 注文者は請負者が正当な理由なく工事をしない場合、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

3 次の各号の一にあたるときは、注文者は、書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。

一 請負者が正当な理由なく、着手期日を過ぎてても工事に着手しないとき。

二 正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、請負者が工事を完了する見込みがないと認められるとき。

三 請負者が倒産執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請負者が工事を履行できないおそれがあると認められるとき。

四 請負者が第12条第1項（注文者の責による工事の中止権）の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。

五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

(請負者の中止権・解除権)

第12条 注文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告してもなお注文者がこれを是正しない場合は、請負者は、工事を中止またはこの契約を解除することができる。

一 正当な理由なく前払または部分払を遅滞したとき。

二 正当な理由なく第7条第2項、第9条第1項、第2項および第10条第4項による協議に応じないとき。

三 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施工できないとき。

四 前各号のほか、注文者の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。

2 請負者は、前項に基づく工事の遅延または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができる。

3 注文者が、正当な理由なく前払または部分払を拒否する意思を明確に表示したときは、請負者は書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。

4 前各号の場合、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第13条 前2条により、注文者または請負者がこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について注文者に支払う。

2 前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引取り、後片付け等の処分方法を検討して実行する。

3 第1項の協議が調わない場合および前項の処分が遅れている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を求償することができる。

(遅延損害金)

第14条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(個人情報の取扱い)

第15条 注文者は、この契約が請負者の総合的な監督の下、注文者の個人情報（ただし、要配慮個人情報を除く）の一部が、請負者の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行及び工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。

(反社会的勢力からの排除)

第16条 注文者と請負者は、相手方に次の各号の一にあたるときは、何らの催告をなくして書面をもってこの契約を解除することができる。

一 役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

(紛争の解決)

第17条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリング・オフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合⁽¹⁾で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

⁽¹⁾「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合⁽¹⁾で、クーリング・オフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面又は電磁的記録をもって工事請負契約の解除（クーリング・オフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面又は電磁的記録を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリング・オフの権利行使はできません。

ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000 円未満の現金取引

②上記クーリング・オフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、請負者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリング・オフ）があった場合

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

*通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間（2年）の解除が可能になる場合があります。

住宅リフォーム工事 請負契約書

印紙貼付欄

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約約款及び添付の見積書、仕様書、設計図等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

1. 工事名称

2. 工事場所

3. 工事期間 年 月 日より 年 月 日まで

4. 請負金額 金 円 (税込)

うち工事価格（消費税等を除く） 金 円

取引に係る消費税等 金 円

5. 支払方法

契約締結時	年 月 日	金 円 (税込)
	年 月 日	金 円 (税込)
	年 月 日	金 円 (税込)
	年 月 日	金 円 (税込)

6. 添付書類 ☐ 見積書 ☐ 仕様書 ☐ 設計図 ☐ その他 ()

年 月 日

注文者

住 所 住 所
氏 名 氏 名
電話番号 電話番号

請負者

住 所
名 称
代 表 者 担 当 者
電話番号 FAX 番号
電子メールアドレス

(注文者の中止権・解除権)

第11条 注文者は、必要がある場合には、書面(電子メール等含む)をもって工事を中止しまたはこの契約を解除することができる。これにより請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。

- 2 注文者は請負者が正当な理由なく工事をしない場合、相当期間を定めて書面(電子メール等含む)をもって催告し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。
- 3 次の各号の一にあたるときは、注文者は、書面(電子メール等含む)をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。
 - 一 請負者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着工しないとき。
 - 二 正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込がないと認められるとき。

- 三 請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請負者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。
- 四 請負者が第12条第1項(注文者の責による工事の中止権)の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。
- 五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

(解除に伴う措置)

第13条 前2条により、注文者または請負者がこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について注文者に支払う。

- 2 前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引き取り、後片付け等の処置方法を検討して実行する。
- 3 第1項の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を求償することができる。

消費者とのトラブル対策

1. 契約は書面にて行う
2. 契約時に約款の説明を行う
3. 契約時にスケジュールの説明・確認を行う
4. 説明等を行った場合は記録に残す